

保護者の皆様へ

児童虐待防止法により、  
「しつけ」と称しての体罰は児童虐待です！

## みんなの力で防ごう児童虐待

～体罰のない子育てを応援します～

言葉で3回注意したけれど言うことを聞かず、頬を叩く。

他人の物を取ったのでお尻を叩く。

友達を殴ってケガさせたので、同じように子どもを殴る。

掃除をしないので、雑巾を顔に押し付ける。

宿題をしなかったので夕食を与えない。

こんな罰は必要ありません！！

大切なものにいたづらをしたので長時間正座させる。



(参考ホームページ)

こども家庭庁「健やか親子21」

<https://sukoyaka21.cfa.go.jp/about/symbol-mark/>



健やか親子21

健やか親子21 キャラクター『すこりん』

虐待かな？と思ったら、

迷わずご連絡ください。あなたからの連絡が親子を救います。



### 身体的虐待

殴る、蹴る、たたく、投げ落とす  
激しく揺さぶる、やけどを負わす  
溺れさせる など

### 性的虐待

子どもへの性的行為  
性的行為を見せる  
ポルノグラフィの被写体にする など

### ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れていかない など

### 心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの前で家族に対して暴力をふるう (DV) など

## ●児童虐待の通告は義務です。(児童虐待の防止等に関する法律 第六条)

上記のような虐待を受けたと思われる児童(18歳未満)がいましたら、山武市健康支援課こども家庭センターはびねすまでご連絡ください。ご連絡いただいた方の秘密は守られます。

※通告は、電話、書面、対面での通告、どの方法でも結構です。



## ●通告の義務は守秘義務に優先します。

(児童虐待の防止等に関する法律 第六条)

(子育ての相談・児童虐待通告の相談窓口)

山武市 保健福祉部 健康支援課 こども家庭センターはびねす

電話 0475-80-2634

月曜日から金曜日(祝日を除く)午前9時から午後4時半まで

※夜間・休日の児童虐待通告は189(イチハヤク)または警察まで。

